

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人C o m p a s s f o r D r e a mと称する。

(主たる事務所)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を福岡市に置く。

(目 的)

第 3 条 当法人は、子ども達が自らの可能性を信じ、好奇心を大切にし、自分の夢や目標に向かって積極的に挑戦することができる社会を構築することを目的とするとともに、その目的に資するため、次の事業を行う。

1. 子どもの学びや居場所づくり支援事業
2. 子どもの社会参画を通じた地域活性化に関する事業
3. 子育て・教育に関する相談、研修事業
4. 父母の健全な子育てのための支援事業
5. 子どもから高齢者までを含めた安心・安全な暮らしを確保する事業
6. 地域コミュニティ活性化に関するイベント等の企画・運営事業
7. 地域福祉及び高齢者・障害者支援に関する事業
8. その他当法人の目的を達成するために必要と思われる事業
9. 前各号に附帯する一切の業務

(公 告)

第 4 条 当法人の公告は、官報に掲載して行なう。

第2章 社 員

(入 社)

第 5 条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

- 2 社員となるには当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

- 第 6 条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。
- 2 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(社員の資格喪失)

- 第 7 条 社員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。
1. 退社したとき。
 2. 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は解散したとき。
 3. 半年以上会費を滞納したとき。
 4. 除名されたとき。
 5. 総社員の同意があったとき。

(退 社)

- 第 8 条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除 名)

- 第 9 条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、当法人の目的に反する行為をし、社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、社員総会の特別決議によりその社員を除名することができる。

(社員名簿)

- 第 10 条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(社員総会)

- 第 11 条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員

総会は必要に応じて開催する。

(招 集)

- 第 12 条 社員総会の招集は、理事が過半数をもって決定し、代表理事が招集する。
- 2 社員総会の招集通知は、会日より 5 日前までに各社員に対して発する。

(決議の方法)

- 第 13 条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議決権)

- 第 14 条 各社員は、各 1 個の議決権を有する。

(議 長)

- 第 15 条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会で議長を選出する。

(議事録)

- 第 16 条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から 10 年間主たる事務所に備え置く。

第 4 章 役 員

(員 数)

- 第 17 条 当法人に理事 1 名以上を置く。

(選 任 等)

- 第 18 条 当法人の理事の選任は、社員総会において総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(任 期)

- 第 19 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げな

- い。
- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(代表理事・職務権限)

- 第 20 条 当法人に理事が 2 名以上いるときは、社員総会の決議によって代表理事 1 名以上を選定するものとする。
- 2 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。

(役員報酬等)

- 第 21 条 役員報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

第 5 章 計 算

(事業年度)

- 第 22 条 当法人の事業年度は、毎年 5 月 1 日から翌年 4 月 30 日までの年 1 期とする。

(計算書類等の定時社員総会への提出等)

- 第 23 条 代表理事又は理事は、毎事業年度、計算書類（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書を定時社員総会に提出しなければならない。
- 2 前項の場合、計算書類については社員総会の承認を受け、事業報告書については理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

(計算書類等の備置き)

- 第 24 条 当法人は、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書並びにこれらの附属明細書を、定時社員総会の日から 1 週間前の日から 5 年間、主たる事務所に備え置くものとする。

第 7 章 附 則

(最初の事業年度)

- 第 25 条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和 7 年 4 月 3

0日までとする。

(設立時の社員の氏名又は名称及び住所)

第 26 条 当法人の設立時の社員の氏名又は名称及び住所は次のとおりである。

福岡市城南区茶山四丁目 22 番 10 号

設立時社員 新屋光太郎

福岡県太宰府市朱雀四丁目 9 番 1-404 号

設立時社員 竹森明美

福岡市西区今津 1734 番地 1

設立時社員 定直誠

福岡市東区千早五丁目 4 番 25-1311 号ルネッサンス 21 千早

設立時社員 津々浦五十鈴

福岡市中央区平尾一丁目 10 番 18-202 号ライオンズプラザ平尾

設立時社員 中谷良枝

福岡市中央区赤坂二丁目 1 番 6-201 号グランドメゾン赤坂けやきレジ
デンス

設立時社員 堀内昭彦

(設立時理事及び代表理事)

第 27 条 当法人の設立時理事及び設立時代表理事は、次のとおりとする。

福岡市城南区茶山四丁目 22 番 10 号

設立時理事 新屋光太郎

福岡県太宰府市朱雀四丁目 9 番 1-404 号

設立時理事 竹森明美

福岡市西区今津 1734 番地 1

設立時理事 定直誠

福岡市東区千早五丁目 4 番 25-1311 号ルネッサンス 21 千早

設立時理事 津々浦五十鈴

福岡市中央区平尾一丁目 10 番 18-202 号ライオンズプラザ平尾

設立時理事 中谷良枝

福岡市中央区赤坂二丁目 1 番 6-201 号グランドメゾン赤坂けやきレジ
デンス

設立時理事 堀内昭彦

福岡市城南区茶山四丁目 22 番 10 号

設立時代表理事 新屋光太郎

(主たる事務所の所在場所)

第 28 条 当法人の設立時の主たる事務所の所在場所は、次のとおりとする。

主たる事務所 福岡市中央区大名二丁目 9 番 27 号
野村不動産赤坂センタービル 5 階

(定款に定めのない事項)

第 29 条 この定款に定めのない事項については、すべて法人法その他の法令の定めるところによる。

以上、一般社団法人 Compass for Dream 設立のため、設立時社員の定款作成代理人である司法書士中江仁彦は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

令和 6 年 4 月 11 日

設立時社員 新屋光太郎
設立時社員 竹森明美
設立時社員 定直誠
設立時社員 津々浦五十鈴
設立時社員 中谷良枝
設立時社員 堀内昭彦

上記設立時社員の定款作成代理人
福岡市中央区赤坂一丁目 15 番 15 号
司法書士法人 ハートリーガルオフィス
社員 中江仁彦